

京都府府営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託 業務処理要領

1 委託業務の内容等

(1) 徴収家賃等保管用口座の開設

ア 乙は、委託業務の遂行に当たり、専ら退去者等から徴収した家賃等を保管するための乙名義の預金口座（以下「保管用口座」という。）を新たに開設したときは、速やかにその旨を甲に保管用口座開設報告書（別記第1号様式）により報告するものとする。

イ 保管用口座は、当座預金口座、利子の付かない普通預金口座又は無利息の仮想口座とする。

(2) 委託家賃等資料の受領等

ア 乙は、徴収を委託する滞納家賃等に係る退去者等の氏名、住所、滞納額等を記載した資料（以下「委託家賃等資料」という。）の提供を、甲から書面又は電子データにより受けるものとする。

なお、委託期間において、甲は徴収を委託する滞納家賃等を追加することができるものとする。

イ 乙は、甲から提供を受けた委託家賃等資料を善良なる管理者の注意をもって、管理するものとする。

ウ 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに委託家賃等資料を甲に返還するものとする。

(3) 滞納家賃等の支払の催告

ア 乙は、委託家賃等資料に基づき、文書、電話等により退去者等に対して、滞納家賃等の支払の催告を行うものとする。

なお、文書による支払の催告については、各退去者等につき1回以上、これを行うものとする。

イ 乙は、支払の催告を行うに当たっては、甲から委託を受けて行うものであることを退去者等に告知するものとする。

ウ 乙はアにより催告を行った場合、又は退去者等から連絡があった場合は、催告実施状況等報告書（別記第2号様式）を翌月の10日までに甲へ提出するものとする。

(4) 滞納家賃等の収納等

ア 乙は、退去者等から現金払又は保管用口座への振込、コンビニ納付（受託者が作成する納付書を使用するものに限る。）により家賃等を収納するものとする。

なお、振込に要する費用は退去者等に負担させるものとする。

イ 乙は、退去者等から収納した家賃等の額が滞納家賃等の全額に満たない場合は、当該退去者等に対して充当する滞納家賃等を指定させるものとする。

ウ 乙は、イにより当該退去者等が充当する滞納家賃等を指定しないときは、当初の納期限が先に到来しているものから充当するものとする。

エ 乙は、退去者等から現金払により家賃等を収納したときは、当該退去者に領収書（連番が付してある複写式のもの）を交付するものとする。

なお、領収書には、収納した家賃等の所属年、月及び金額を記載するものとする。

(5) 滞納家賃等の保管等

ア 乙は、退去者等が現金払により滞納家賃等を納付した場合は、速やかに当該現金を保管用口座に入金して保管するものとする。

イ 乙は、毎月10日、20日及び末日に、通帳記入等により、保管用口座への振込による家賃等の納付があるかどうかを確認するものとする。

(6) 収納した家賃等の報告等

ア 乙は、退去者等から滞納家賃等を現金払いにより収納したとき、または振込による家賃等の収納を確認したときは、甲に滞納家賃等収納報告書（別記第3号様式）を提出するものとする。

イ 乙は、滞納家賃等収納報告書の提出後、甲から当該滞納家賃等に係る情報の提供を受けるものとする。

ウ 乙は、甲から収納した滞納家賃等に係る情報の提供を受けたときは、退去者から収納した家賃等を、収納済通知書（別記第4号様式）を添えて、収納金払込書（別記第5号様式）により、速やかに株式会社京都銀行に払い込むものとする。

エ 乙は、退去者等から収納した家賃等を株式会社京都銀行に払い込んだときは、速やかに、甲に未収入金調書（別記第6号様式）を提出するものとする。

なお、未収入金調書については、滞納家賃等を納付しなかった退去者については、一括で掲載するものとする。

(7) 誤納金及び過納金の還付

ア 乙は、現金払又は保管用口座への振込により誤納金及び過納金が生じたときは、株式会社京都銀行に払い込むまでの間であれば、退去者等へ還付するものとする。

なお、退去者等へ還付したときは、その旨を甲に還付報告書（別記第7号様式）により報告するものとする。

イ 甲の責めに帰すべき事由により、乙が収納した滞納家賃等について誤納金及び過納金が生じたときは、債務者への還付に要する費用は、甲が負担するものとする。

乙は、その場合において、債務者に還付したことがわかる資料とともに、甲に請求書を提出するものとする。

(8) 退去者に関する情報の報告等

ア 乙は、退去者等が死亡していることを知ったときは、その旨を甲に退去者情報報告書（別記第8号様式）により報告するものとする。

イ 乙は、退去者等が委託家賃等資料に記載されている住所に居住していないことを知ったときは、当該退去者等の住所の調査を行うものとする。

ウ 乙は、イの調査により退去者等の住所を知ったときは、その旨を速やかに甲に退去者情報報告書により報告するものとする。

エ 乙は、退去者等が氏名を変更したことを知ったときは、その旨を甲に退去者情報報告書により報告するものとする。

オ ア、ウ及びエの報告は、当時事実を知った日の属する月の翌月の10日までにを行うものとする。

2 業務完了報告書

契約書第5条第1項の業務完了報告書は、別記第9号様式とする。